

審 査 基 準

令和4年1月4日作成

法 令 名 : 道路交通法

根 拠 条 項 : 第78条第5項

処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付

原権者(委任先): 警察署長(高速道路交通警察隊長)

法 令 の 定 め :
○ 道路交通法施行規則 第12条(道路使用許可証の再交付の申請)

審 査 基 準 :
判断基準は、法令の定めによる。

標 準 処 理 期 間 : 3日(行政庁の休日は含まない。)

申 請 先 : 許可を受けた警察署の交通課(高速道路交通警察隊交通規制係)

問 合 せ 先 : 同上

備 考 :